

# 入札公告

社会福祉法人みずほの発注する解体工事について、一般競争入札の実施を公告する。

令和5年1月6日

社会福祉法人みずほ  
理事長 森 精一

## 1. 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 旧デイサービスセンターときわ等建物解体工事
- (2) 工事施工場所 名取市小塚原字遠東 94 番地 2
- (3) 工 期 契約締結日から令和5年10月31日
- (4) 入 札 方 式 一般競争入札
- (5) 予 定 価 格 事後公表とする。
- (6) 最低制限価格 設定なし
- (7) 入札保証金 免除
- (8) 契約保証金 免除
- (9) 支 払 条 件 工事完了後の一括払い
- (10) 工 事 概 要

### ①工事区分

- ・施設建物の解体工事 一式
- ・基礎補強杭の撤去工事 一式
- ・外構部の撤去工事 一式
- ・アスベスト含有材除去工事 一式
- ・アスファルトのはつり工事 一式
- ・解体撤去工事で発生した廃棄物や発生土の運搬・処理 一式
- ・解体後の敷地の更地化及び試掘 一式
- ・境界部の土留め工事 一式

### ②敷地面積 891.98m<sup>2</sup>

### ③敷地内建築物の構造規模 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建築物の床面積 445.26m<sup>2</sup> 天井高さ 7.63m (大棟部)

### ④杭 PHC 節付杭

## 2. 入札日程等

手続き等	期間・期日・時間	場所・方法など
入札参加手続きに関する問合せ期間	令和5年1月6日（金）午前10時から 令和5年1月18日（水）正午まで	入札参加申込書類の書式の請求は、＜提出・問合せ先＞にE-mail またはFAXで行うこと。
<b>入札参加申込期間</b>	令和5年1月6日（金）午前10時から <b>令和5年1月19日（木）午後4時まで</b>	入札参加申込書類を＜提出・問合せ先＞へ、 <b>持参、郵送または宅配便（いずれも必着）</b> で提出すること。
入札参加資格の審査および結果の通知	令和5年1月10日（火）から 令和5年1月23日（月）	期間内に随時行う。入札参加資格確認審査後、審査結果を書面で郵送する。
仕様書等の送付	令和5年1月10日（火）から 令和5年1月23日（月）	参加資格が確認された者には、仕様書等を郵送にて送付する。
仕様書等への質問の受付期間	令和5年1月20日（金）午前10時から 令和5年1月31日（火）午後5時まで	質問は＜提出・問合せ先＞に、E-mail またはFAXで行うこと。回答はE-mail あるいはFAXで送信する。
現地説明会	令和5年1月25日（水）午後2時 現地にて	現地確認を必須とする。現地の確認及び説明を行う。
<b>入 札</b>	<b>令和5年2月7日（火）午前10時00分 から（即日改札）</b>	<b>特別養護老人ホームうらやす</b> 1階 ボランティア室

＜提出・問合せ先＞

〒981-1223 宮城県名取市下余田字鹿島 86-5

社会福祉法人みずほ

特別養護老人ホームうらやす 総務

電話：022-383-3750

FAX：022-383-3780

E-mail：[urayasu.honbu3030@f-mizuho.or.jp](mailto:urayasu.honbu3030@f-mizuho.or.jp)

土日祝日を除く 10:00 から 16:00

### 3. 入札参加資格に関する事項

入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日から落札決定までの期間に、宮城県及び名取市にかかる入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の 1) から 5) の要件について、
  - 1) 会社更生法（平成 14 年法律 154 号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていないこと。
  - 2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
  - 3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていないこと。
  - 4) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申し立てがなされていないこと。
  - 5) 手形又は小切手が不渡りになったことがないこと。
  - 6) 銀行取引停止処分がなされていないこと。
- (4) 暴力団不当介入排除に関する入札参加資格により資格がないとされていないこと。
- (5) 当法人の理事長および理事もしくはこれらの者の又は親族（以下「法人役員等」という。）が役員に就任している法人、法人役員等が議決権の過半数を有している法人その他の法人役員等が特別の利害関係を有するものでないこと。
- (6) 宮城県内に本店もしくは支店を有する者であること。
- (7) 直近 3 年間に、宮城県内で、解体工事の実績があること。
- (8) アスベスト含有材の処理及び杭の撤去の実績があること。

### 4. 入札参加申込と入札参加申込の手続きに関する問合せ

#### 4.1. 入札参加申込

- (1) 受付期間 公告日から令和 5 年 1 月 19 日（木）まで  
※土曜日、日曜日、祝祭日を除く
- (2) 受付時間 午前 10 時から午後 4 時まで
- (3) 入札参加申込書類
  - ア 入札参加申込書（様式第 1 号）
  - イ 同種工事の施工実績調書（様式第 2 号）
  - ウ 配置予定技術者調書（様式第 3 号）  
※資格証の写し等を添付すること
  - エ 誓約書（様式第 4 号）

- オ 直近3年間の宮城県内での解体工事实績を証する書類
- カ 会社案内・会社経歴書（パンフレット可）
- (4) 提出方法 持参、郵送及び宅急便 ※締切日は午後4時必着。
- (5) 提出部数 2部
- (6) 提出・問合せ先

〒981-1223 宮城県名取市下余田字鹿島 86-5

社会福祉法人みずほ

特別養護老人ホームうらやす 総務

電話：022-383-3750

FAX：022-383-3780

E-mail：[urayasu.honbu3030@f-mizuho.or.jp](mailto:urayasu.honbu3030@f-mizuho.or.jp)

#### 4.2. 入札参加申込手続きに関する問合せ

- (1) 受付期間 公告日から令和5年1月18日（水）正午まで
- (2) 問合せ方法 提出・問合せ先へE-mailまたはFAX。
- (3) 提出・問合せ先

〒981-1223 宮城県名取市下余田字鹿島 86-5

社会福祉法人みずほ

特別養護老人ホームうらやす 総務

電話：022-383-3750

FAX：022-383-3780

E-mail：[urayasu.honbu3030@f-mizuho.or.jp](mailto:urayasu.honbu3030@f-mizuho.or.jp)

※回答は、電子メールにて行う。

#### 5. 配置予定技術者について

配置予定の技術者に関する調書には、技術者の資格及び雇用関係を確認できる書類を添付すること。

- ① 主任技術者又は監理技術者の資格証（含む資格認定証明書）を有する者
- ② 直接的な雇用関係にある者

## 6. 入札参加資格確認通知及び仕様書等の送付

- (1) 入札参加資格確認審査後、審査結果は書面をもって郵送し通知を行う。  
令和5年1月23日（月）までに郵送する。
- (2) 入札参加資格が有り確認された者には仕様書等【入札説明書、法人の経理規程、図面】を郵送する。
- (3) 配布した仕様書、法人の経理規定及び図面は入札日に持参し、返却するものとする。

## 7. 現地説明会

令和5年1月25日（水）午後2時より現地にて行う。現地確認を必須とする。

## 8. 入札執行の日時及び場所

令和5年2月7日（火）午前10時00分から（即日改札）

特別養護老人ホームうらやす 1階 ボランティア室

なお、**入札執行者より通知された「入札参加資格確認通知書」は、必ず入札当日、受付にて提示すること。**

## 9. 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 初度入札において予定価格の範囲内で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。なお、初度入札に参加しない者は再度入札に参加できないものとする。  
再度入札は2回まで行う。ただし、初度入札に参加する企業が1者のみであった場合は1回のみ入札を行い、再度入札は行わない。
- (3) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、①及び②の場合に限り、下記の条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。
  - ①最低価格で入札した者に契約締結の意思がある場合（最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。）
  - ②再度入札において、入札に応じる者が1者のみとなった場合。

条件1. 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内であること。

条件2. 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。

条件3. 入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと。

条件4. 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び業者が署名（捺印）すること。

- (4) 落札者とすべき同額の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

## 10. 入札に当たっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行の完了にいたるまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、既に投函した入札書を撤回できるものではない。

入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。なお、仕様書等は速やかに返却するものとする。

  - ① 入札執行前には入札辞退届を契約担当者に直接持参し、または郵送して行う。郵送により行うときは、入札の前日までに到達しなければならない。
  - ② 入札執行中には、入札辞退届またはその旨を明記した入札書を、入札を執行するものに直接提出して行う。
- (4) 入札参加にあたっては入札日当日に入札金額内訳書を持参すること。また、初度入札における落札者は入札金額内訳書を提出すること。ただし、再度入札における落札者、または落札者がいない場合において随意契約を締結することとされた者は、入札金額見積内訳書を後日提出すること。
- (5) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札日当日に提出すること。
- (6) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。
  - ① 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
  - ② 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
  - ③ 談合その他不正行為があったと認められる入札
  - ④ 虚偽の入札参加申込書を提出した者がした入札
  - ⑤ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
  - ⑥ 次に掲げる入札をした者がした入札
    - ア 入札書の押印のないもの
    - イ 入札金額を訂正した入札書によるもの
    - ウ その他の記載事項を訂正した場合、その箇所に押印のない入札書によるもの
    - エ 押印された印影が明らかでない入札書によるもの

- オ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの
  - カ 入札に参加する資格のない者がしたもの
  - キ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
  - ク 他人の代理を兼ねた者がしたもの
  - ケ 二以上の入札書を提出した者がしたもの
  - コ 二以上の者の代理をした者がしたもの
- ⑦ 入札書記載の金額と工事積算内訳書記載の金額が同額でない入札。
- ⑧ その他、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにその他入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

### 1 1. 契約の締結

この工事の契約については、当法人の理事会の決議を要するため、決議までの間は仮契約とし、決議を得たときに契約が成立するものとする。

### 1 2. 契約変更の取り扱い

- (1) 不可抗力(地震、風水害等)によって地形が変化し数量に変更があった場合は、発注者と受注者の協議のうえ、発注者が認めたものについては変更の対象とする。
- (2) 現場条件、関係機関との協議、社会的条件(地元対応等)によって新たな対策や施工体制の変更が生じた場合には、発注者と受注者の協議のうえ、発注者が認めたものについては変更の対象とする。

### 1 3. その他

- (1) 契約の履行については、発注者の指示に従うとともに、所轄庁などから指導があった場合には従うこと。
- (2) 仕様書を手に入れたものは、これらを当該入札以外の目的で使用してはならない。